破産手続廃止

平成２８年（フ）第４４７号
福岡県糸島市波多江駅北３丁目８－１コムフォート秋桜101号室、商業登記簿上の本店所在地福岡市西区今宿東１丁目31番26号
破産者　アクア・ラボ株式会社
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１００７号
福岡県糸島市高田４丁目10番２号
破産者　有限会社ユニオンテック
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３９１号
札幌市豊平区平岸３条７丁目10番12号　ウイング７―202号
破産者　増田　礼子（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２３号
札幌市中央区大通東11丁目24番地
破産者　マド・プランニング有限会社
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２号
北海道苫小牧市字沼ノ端18番地25
破産者　有限会社Ｋ．Ｓ・ＬＩＮＥ
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第８０号
茨城県小美玉市川戸1353番地
破産者　株式会社小塙工務店
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第７３号
茨城県東茨城郡茨城町大字駒渡1239番地３
破産者　株式会社みどりモータース
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２７０号
栃木県塩谷郡塩谷町大字喜佐見1435番地　池田元方、前住所東京都江戸川区篠崎町３―20―３　レオパレス　ラ・ミュゼ105
破産者　鈴木　寛人
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１７号
栃木県鹿沼市千渡1699番地２　ラフィシアカーサ13棟、前住所栃木県鹿沼市上石川1491番地５　ロイヤルプラザＢ棟　103号
破産者　豊田　明美
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３２５号
栃木県鹿沼市日吉町677番地１　クマクラコーポ102、前住所栃木県鹿沼市府中町194番地５
破産者　木村金物店こと　木村　美文
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３０号
栃木県宇都宮市みどり野町７番５号
破産者　株式会社キョウアイ
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０８号
奈良市小川町14番地の１　グランテール２階
破産者　株式会社アートルーブル
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６３号
千葉県旭市ロの1273番地　モルティⅧ101号室
破産者　越川　雅裕（旧姓榊）
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５０号
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目37番２号　コーポおくま301号、住民票上の住所沖縄県うるま市字豊原185番地３
破産者　山入端　進
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第３２号
群馬県太田市飯田町873番地
破産者　菊地　孝恵
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１４３号
長崎県佐世保市鹿町町長串1407番地１
破産者　吉浦　　惠
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１９９９号
札幌市西区山の手４条10丁目２番15―403号
破産者　相澤　達生
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４５号
札幌市厚別区厚別南２丁目28番１―305号
破産者　吉岡　香澄
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１２８号
札幌市東区北20条東10丁目３番36号　シャトルＴＨ20―103
破産者　嵯峨　　裕
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９４号
仙台市宮城野区清水沼１丁目４番10号　加藤荘102
破産者　佐々　健一
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係